

## 施設分類別基本の方針（案）に対するパブリックコメント結果

### 1. パブリックコメントの実施概要

施設分類別基本の方針（案）に対するパブリックコメントを以下のとおり実施しました。

意見の募集期間	平成30年6月15日（金）～平成30年7月13日（金）
公表資料	施設分類別基本の方針（案）
意見提出対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・市内に在住、在勤、在学する方</li><li>・市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体</li><li>・市税の納税義務者</li><li>・パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体</li></ul>
閲覧場所	<ul style="list-style-type: none"><li>・橿原市役所本庁舎1階行政資料閲覧コーナー</li><li>・橿原市役所分庁舎1階ロビー</li><li>・かしはら万葉ホール1階ロビー</li><li>・橿原市保健福祉センター北館1階ロビー</li><li>・地区公民館</li><li>・橿原市ホームページ</li></ul>
意見の応募者数と件数	<ul style="list-style-type: none"><li>・応募者数 1名</li><li>・意見件数 1件</li></ul>
意見の提出方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・直接持参 1件</li></ul>

## 2. いただいたご意見と市の考え

いただいたご意見については、原文のまま掲載しています。

No	該当箇所	意見	市の考え
1	25 庁舎等 (p.119)	<p>保健福祉センターの取扱について、1 頁目に延床面積を 40 年で 20%削減すると書いてあるのに、新たなサービスの提供等と記載があるのは、空きスペースが目立つ建物の展望としては矛盾している。</p> <p>子育てワンストップサービスを標榜して分庁舎に窓口を集約されたが、乳幼児保健等の手続が保健福祉センターに残っているのは、子供を連れた利用者には不便。</p> <p>健康増進課を分庁舎か本庁舎に移し、休日診療所や社会福祉協議会を南北どちらかに集めて残りを解体して床面積を減らすべき。</p> <p>本庁舎は必要最小限に留めて、税金を有効に使うか、立派な建物を望むなら、利用価値の下がった建物は取壊して、土地を売るなりして税負担を軽くすること。</p>	<p>保健福祉センター内の窓口課を分庁舎に集約した後のスペースについては、社会福祉協議会や感染症の拡大を予防するための隔離待合室に活用しています。今後、保健福祉センターのあり方を考える際には、頂いたご意見も参考にしながら、個別具体的に総量縮減に向けた検討を行います。</p> <p>なお、本庁舎については、アンケートや新本庁舎建設市民ワークショップでいただいた意見も参考に、建替えに向けた基本計画の策定を進めており、今後も市民の皆さまに情報発信を図りながら、建替え計画の検討を進めていきます。</p>